ロ　当該垂れ壁を別表第五(は)欄に掲げる倍率の数値に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ　当該軸組の両端の柱と当該垂れ壁の下の横架材をほぞ差し込み栓打ち又はこれと同等以上の強度を有する接合方法により接合すること。

八　次に定めるところにより、土塗りの垂れ壁及び高さ〇・八メートル以上の腰壁を設けた軸組

イ　当該軸組の両端の柱の小径を別表第六(い)欄に掲げる倍率の数値と、中心間距離を同表(ろ)欄に掲げる数値とすること。

ロ　土塗りの垂れ壁及び腰壁を別表第六(は)欄に掲げる倍率の数値（当該数値が異なる場合にあつては、当該数値のうちいずれか小さいもの）に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ　当該軸組の両端の柱と当該垂れ壁の下の横架材及び当該腰壁の上の横架材をほぞ差し込み栓打ち又はこれと同等以上の強度を有する接合方法により接合すること。

九　別表第七(い)欄に掲げる木材（含水率が十五パーセント以下のものに限る。）を、同表(ろ)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁（継手のないものに限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限る。）を設けた軸組

十　厚さ二・七センチメートル以上で別表第八(い)欄に掲げる幅の木材（継手のないものに限り、含水率が十五パーセント以下のものに限る。以下「落とし込み板」という。）と当該落とし込み板に相接する落とし込み板を同表(ろ)欄に掲げるだぼ又は吸付き桟を用いて同表(は)欄に掲げる接合方法により接合し、落とし込み板が互いに接する部分の厚さを二・七センチメートル以上として、落とし込み板を同表(に)欄に掲げる方法によつて周囲の柱及び上下の横架材に設けた溝（構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないものに限る。以下同欄において同じ。）に入れて、はり、けた、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組（柱相互の間隔を同表(ほ)欄に掲げる間隔としたものに限る。）

十一　別表第九(い)欄及び(ろ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十二　別表第十(い)欄、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十三　別表第十一(い)欄、(ろ)欄、(は)欄及び(に)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十四　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認める軸組

第二　倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一～六　（略）

七　第一第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第五(に)欄に掲げる数値

八　第一第八号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第六(に)欄に掲げる数値

九　第一第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第七(は)欄に掲げる数値

（新設）

七　別表第五(い)欄に掲げる木材（含水率が十五パーセント以下のものに限る。）を、同表(ろ)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁（継手のないものに限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限る。）を設けた軸組

八　厚さ二・七センチメートル以上で幅十三センチメートル以上の木材（継手のないものに限り、含水率が十五パーセント以下のものに限る。以下この号において「落とし込み板」という。）に相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さを有する小径が一・五センチメートル以上の木材のだぼ（なら、けやき又はこれらと同等以上の強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないものに限る。）又は直径九ミリメートル以上の鋼材のだぼ（ＪＩＳＧ三一一二―一九八七（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定するＳＲ二三五若しくはＳＤ二九五Ａに適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するものに限る。）を六十二センチメートル以下の間隔で三本以上配置し、落とし込み板が互いに接する部分の幅を二・七センチメートル以上として、落とし込み板を柱に設けた溝（構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないものに限る。）に入れて、はり、けた、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組（柱相互の間隔を百八十センチメートル以上、かつ、二百三十センチメートル以下としたものに限る。）

九　別表第六(い)欄及び(ろ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十　別表第七(い)欄、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十一　別表第八(い)欄、(ろ)欄、(は)欄及び(に)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十二　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認める軸組

第二　倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一～六　（略）

（新設）

（新設）

七　第一第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第五(は)欄に掲げる数値